

総務省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
44	B 地方 に対する規 制緩和	その他	地域公共ネット ワーク等強じん化 事業費補助金(観 光・防災Wi-Fiス テーション整備事 業)に係る対象要 件の緩和	観光・防災Wi-Fiステー ションの整備促進を図るため、 交付対象となる施設・設備 要件の緩和や交付額の下 限の引下げを行うとともに、 鉄道施設等公共性の高い 場所への整備についても交 付対象に加えるよう見直し を行うこと。	【制度改正の必要性】 本事業の実施にあたっては、交付要綱第5条において下限額(1件あたり100万円) の設定があり、また、申請マニュアルにおいて、「屋外配備を条件とする」、「一定程 度以上は屋外に観光・防災Wi-Fiステーションを建柱することを基本」とするなど、 最低でも1基鉄塔を建設する必要がある。鉄塔建設にあたっては、用地の選定・取 得するなど、自治体としてはハードルが高いことから、鉄塔の建設を必須としない形 に補助要綱等の見直しを行っていただきたい。また、設置する場所についても、防災 拠点と観光拠点に限定されているが、鉄道施設等公共性の高い場所においても観 光・防災情報を提供することが有益であることから、対象外とされている鉄道施設等 についても対象箇所としていただきたい。 【支障事例】 県内市町村等との会議において、鉄塔を建設することについてハードルが高いた め、本事業を活用できないとの声があった。また、観光施設等を整備するにあつて は、動線上の鉄道施設等も合わせて整備する必要があるため、補助対象としてほしい との声があった。	地域公共ネット ワーク等強じん化 事業費補助金交付 要綱	総務省	愛知県	
155	B 地方 に対する規 制緩和	教育・文 化	私立学校耐震化に係 る緊急防災・減災事業 債の対象の拡大	平成27年度から、私立学校施設 の耐震工事に対して地方公共団 体が独自に助成する場合は、緊 急防災・減災事業債の対象にで きるようになったが、私立小中高 等学校の場合、起債の対象とな る施設が指定避難所に限られて おり、対象となる施設が少数で あるため、指定避難所の要件を撤 廃していただきたい。	【本県の私立学校施設の耐震状況】 本県では、私立学校施設の耐震化に際し、文部科学省が実施する補助事業に上乗せする形で独 自の助成を行っているが、事業実施には多額の設置者(学校法人)負担が伴うため、耐震化に踏 み切れない学校法人もあり、平成26年4月1日時点における本県の私立小中高等学校施設の耐震 化率は67.9%・全国39位となっている。 【地方財政措置の状況】 平成27年度から、指定避難所とされている学校施設の耐震補強工事に対し、緊急防災・減災事業 債(充当率100%、交付税措置率70%)が適用可能となった。 【具体的な支障事例】 耐震化を促進するには、設置者負担を緩和する必要があるため、本県では緊急防災・減災事業債 の対象となる指定避難所となっている施設については、県の助成に係る補助率の引上げを検討し ているところである。 しかし、本県内私立小中高等学校の未耐震化施設には、近隣の施設が指定されていることなどか ら避難所指定が見込めない施設があり、せっかく認められた緊急防災・減災事業債が適用できな い状況にある。 【制度改正の必要性】 上記のとおり、指定避難所とされていない施設については、緊急防災・減災事業債の対象とはなら ない状況にある。指定避難所とされた施設以外であっても緊急防災・減災事業債の対象となれば、 全ての学校施設に対して県の補助率の見直しを行うことができるため、設置者負担が緩和され、耐 震化の更なる促進が見込まれる。 児童生徒の安全のため、学校施設の耐震化は喫緊の課題であるので、緊急防災・減災事業債の 私立学校施設の耐震化事業に係る指定避難所の要件を撤廃していただきたい。	平成27年4月21日付 文部科学省初等中等 教育局幼児教育課 文部科学省高等教 育局私学部私学助成課 事務連絡 「平成27年度における 耐震化事業について」	総務省 文部科学省	長崎県	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	回答欄(各府省)	
<p>小山市、千葉県、横浜市、奥出雲町、松山市、五島市</p>	<p>○鉄塔建設要件が市町村単独での事業活用を困難にしているため、県が市町村の要望を取りまとめ、県の事業として市町村施設への整備を行うなどの工夫が必要となる。 当該条件を緩和することで、市町村の主体的な事業実施を可能にするものとする。 また、観光拠点については、自然公園の公園施設のうち宿舎、野営場、運動場等が、都市公園のうち住区基幹公園、緩衝緑地等々の施設が補助対象外とされている。これらの施設は、多くの観光客が来訪する重要な観光拠点であることから、補助対象としていただきたい。 ○整備済みの屋外フリースポット用のアンテナも景観を重視し、コストを抑制することを目的に既存施設に極力隠れるところを探して設置している。鉄塔はもちろん、柱の建柱もかなり困難である。 ○条件不利地域の情報格差是正及び離島振興を目的として、離島地域の交通結節点であるフェリーの待合所への整備を計画しているが、現状補助対象外の施設であり、一般財源のみの予算措置が難しいことから、整備エリアの拡大が進まない状況である。 ○観光・防災Wi-Fiステーション整備事業は、交付要綱第5条に定める下限額(1件あたり100万円(補助率1/2))及び、一定程度以上は屋外に観光・防災Wi-Fiステーションを建柱することを基本とする仕様となっている。本県では、新たに建柱することなく、既存の鉄塔を利用し、事業費200万円未満で観光や防災を目的とするWi-Fiステーションの設置を考えている市町村があるが、本事業を活用できないため、Wi-Fiステーションの設置が進まない状況となっており、本事業の見直しが必要と考える。</p>	<p>○補助金の下限額について 補助金交付には、申請及び審査等の事務手続きにコストが発生する。補助金交付額が少額の場合、発生するコストに対して十分な補助効果が期待できないことから、一般的には自治体の自主的な対応が求められているところ、本事業においても、十分な補助効果が期待できる事業規模として、下限額を定めているところである。</p> <p>○Wi-Fiステーションの鉄塔建設要件について 本事業は、観光情報や防災情報等、自治体から観光客や住民等に提供すべき情報を配信する機能を有する情報通信環境を構築するために、Wi-Fiステーション(無線アクセス装置及び情報配信に資する機材を搭載した設備)を設置することを事業の目的としていることから、原則として、鉄塔を建設しWi-Fiステーションを設置することが補助金交付の要件となる。Wi-Fiステーションの設置を伴わない事業実施については、平成29年度以降に向けて、検討を行ってまいりたい。</p> <p>○鉄道施設等について 観光拠点へWi-Fi環境を整備しても、そこへ繋がる動線上の交通拠点等でWi-Fiが使用できないことは、旅行者にとって不便であり、また、動線上の交通拠点等を一体的に整備することで観光拠点のWi-Fi環境の効用を高めることができているが、交通拠点等については事業者等の自主的な整備を促しているものであり、優先順位としては引き続き、防災拠点・観光拠点への整備を重点的に支援することとし、鉄道施設等を補助対象とすることについては、平成29年度以降に向けて、検討を行ってまいりたい。</p> <p>○自然公園内一部公園施設について 現在、補助対象外となっている自然公園内一部公園施設については、民間事業者等の自主的な整備を促しているものであり、引き続き、補助対象外とする。なお、当該施設が避難所・避難場所に指定されている場合は、補助対象としている。</p> <p>○都市公園について 都市公園のうち住区基幹公園、緩衝緑地等は、主として地域の住民が利用すること等を目的とされており、引き続き、補助対象外とする。なお、当該施設が避難所・避難場所に指定されている場合は、補助対象としている。</p> <p>※補助金交付は国会での予算の成立が前提</p>
<p>山形県、香川県、福岡県、岐阜県</p>	<p>○【具体的な支障事例】 今年度5校7棟の施設において耐震化事業を実施予定であるが、うち緊急防災・減災事業債の対象となる事業(指定避難所とされている学校施設の耐震補強工事)は2棟だけである。 また、耐震改築事業に対する国庫補助制度が来年度で終了する予定であることから、来年度においても多数の耐震化事業が見込まれているため、補助に係る十分な予算額の確保が課題となっている。 よって、緊急防災・減災事業債の指定避難所の要件の撤廃及び、耐震改築事業についても対象とするよう制度を改正していただきたい。 ○私立学校施設の耐震化工事に対する補助を行っているが、指定避難所とされていない施設、改築工事の施設は当該起債の対象となっていない。 そこで、指定避難所の要件を撤廃するとともに、改築工事も対象とする必要がある。” ○耐震化が遅れている私立学校の耐震化を進めるため、文部科学省の補助事業に上乘せする形で独自の助成を行い私立学校の耐震化に対する取り組みを支援している。 現在、避難所指定されていない私立小・中・高等学校の耐震補強工事についても、緊急防災・減災事業債の対象としていただきたい。 ○学校施設を避難所に指定する際は、施設のどの部分を指定対象とするかを明確にした上で指定し、周知を図ることが重要であるとされており、複数の校舎等がある学校では、Is値が低い建物は指定から除かれている場合がある。 また、避難所は市町村長が指定することになっているため、市町村立学校や県立学校が指定されることが多く、地域内に公的な施設がある場合には私立高等学校の指定は見込めない状況であることから、起債対象を指定避難所でない施設についても拡大することで、設置者負担が緩和され、耐震化の促進が期待できる。”</p>	<p>学校の施設等の整備については、学校教育法に基づき設置者負担が原則とされている。 緊急防災・減災事業債(以下「緊防債」という。)において、指定避難所とされている学校施設(公立・私立を問わない)の耐震化を対象としているのは、災害が発生した場合に被災者等のための適切な避難所の確保を図るためであり、指定避難所以外の小中高等学校施設について緊防債の対象とすることは困難である。 なお、一般単独事業債(一般事業)での起債は可能である。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
241	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	学校施設の長寿命化 対策に係る支援制度 の充実	<p>老朽化対策の観点から、計画的な長寿命化対策を強力に推進する必要があるため、高等学校施設の長寿命化対策について、地方負担の全額を地方債充当可能とし、元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。</p>	<p>【制度改正の経緯】 国において、平成25年度にインフラ長寿命化基本計画を策定し、平成26年4月、行動計画として、全ての公共施設等を対象に「公共施設等総合管理計画」の策定を要請し、施設ごとの実施計画である「個別施設計画」の策定を求めている。 また、平成25年度に、原則として建物一棟全体(内部・外部共)を長寿命化改良する全面的な改修工事を対象とした公立学校施設整備費国庫負担事業における長寿命化改良事業が制度創設され、学校施設の老朽化対策は一定の成果を上げている。</p> <p>【支障事例】 高度成長期に集中的に整備された学校施設の老朽化が進み、近い将来、多額の老朽化対策費用による地方財政の圧迫が懸念されている。 計画的な長寿命化対策を推進するためには財源の確保が必要であるが、高等学校は長寿命化改良事業の対象外であり、地方が事業を単独で実施することとなり、継続的な財源確保に苦慮している。</p> <p>【制度改正の必要性】 地方が単独で計画的に事業を推進していくためには、継続的な財源の確保が必要であり、緊急防災・減災事業債と同様に、地方債100%充当・元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。</p>	<p>義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項 学校施設環境改善交付金交付要綱第2第2項及び別表1</p>	<p>総務省 文部科学省</p>	<p>徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、京都市、関西広域連合</p>	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	回答欄(各府省)
<p>青森県、北上市、岐阜県、愛知県、豊橋市、姫路市、伊丹市、八幡浜市、久留米市、佐賀県、長崎県、大分県</p> <p>○来年度から南小学校をこの制度を使って工事を行うが、現在は1/3国庫補助、残り2/3の内90%を起債とした元利償還額の70%を交付税措置とされている。起債を100%とできれば、今より財政的な負担が少なく改良工事を進めることができるので、この案のとおり制度が改正されると良い。</p> <p>○高度成長期以降に整備された学校施設の老朽化対策は喫緊の課題であり、中等教育学校(後期課程)や高等学校の長寿命化対策を推進するための財源確保に苦慮することが見込まれている。</p> <p>○昭和40年代から50年代に整備された学校施設が多く、多額の老朽化対策費が必要であり、継続的に財源を確保することに苦慮している。</p> <p>○地方が単独で計画的に事業を推進していくには、継続的な財源の確保が必要であり、緊急防災・減災事業債と同様に、地方債100%・元利償還額70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。</p> <p>○市立高等学校2校を保有しているが、財政状況の厳しい中、学校施設を維持するため、外壁改修、便所改修、グラウンド整備などの長寿命化対策は、単独事業として行っており、財源の確保に苦慮している。今後も継続的に事業を行っていくためにも制度改正を求める。</p> <p>○県立学校施設の計画的な長寿命化対策を検討しており、提案内容と同様、財源確保が大きな課題と考えられるため、地方財政措置の拡大を求めたい</p> <p>○本県の学校施設も提案団体同様高度成長期に集中的に整備されており、今後改修・改築時期が集中するため、財政への負担が懸念される。</p> <p>財政負担を平準化するため、今後の建替や長寿命化のための大規模改修等必要経費を平準化したシュミレーションを作成したが、県単独では平準化した予算の確保ですら厳しい状況である。</p> <p>○長寿命化対策が必要となる建築後30年を経過する建物が今後特に増加することに加え、5年後には建築後60年を経過する建物もある状況。</p> <p>これらの老朽化対策には多額の経費を要することから、地方債を活用せざるを得ないが、財政措置のない地方債の残高が年々増加することで、将来県財政の多大な負担になることが懸念される。</p> <p>○「公共施設等総合管理基本方針」において、予防保全の考え方を取り入れた維持保全を行って建物の長寿化を図り、個別施設ごとの長寿命化計画を策定していくこととしている。今後、計画推進にあたり、提案内容と同様の支障が見込まれる。</p> <p>○・高等学校の長寿命化対策(外壁改修など)は、単独事業(起債活用 一般事業債90%充当、交付税措置なし)で実施しており、市の財政負担が大きい。</p> <p>・継続的な財源の確保が必要であり、緊急防災・減災事業債と同様に、地方債100%充当・元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。</p>	<p>公立学校施設については老朽化が深刻な課題となっており、学校施設の長寿命化等について計画的な対応が求められるところである。しかしながら、例示された緊急防災・減災事業債は、防災対策事業のうち、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等を対象としておりこのような措置と同等の措置を高等学校に係る長寿命化改良事業に拡大することは困難である。</p>